

新幹線に関する整備ガイドラインの改訂案について

第4部 個別の車両等に関するガイドライン

1. 鉄軌道

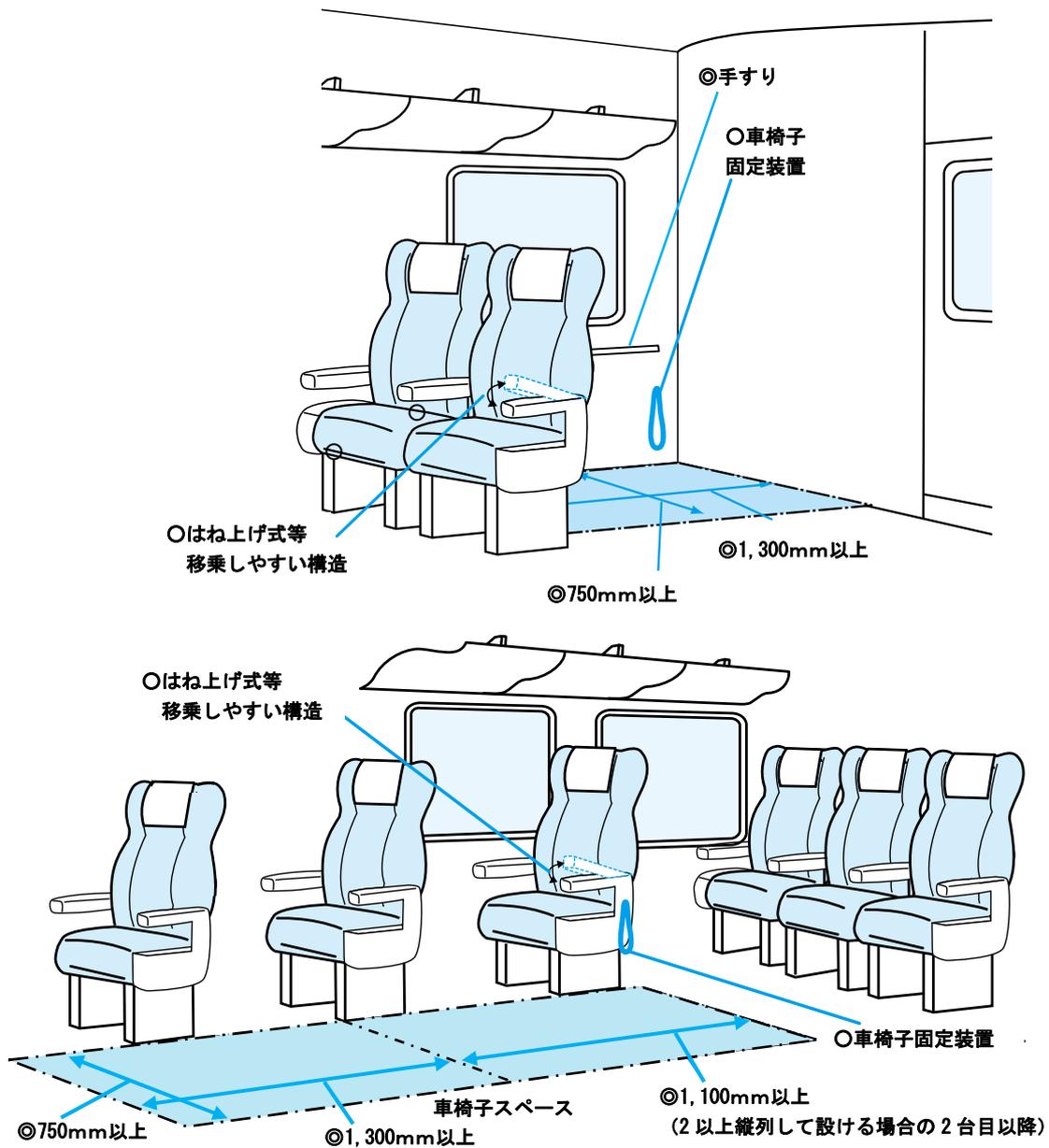
1. 2 都市間鉄道

③車椅子スペースと座席	
◎：移動等円滑化基準に基づく整備内容	
車椅子スペースの設置数	<ul style="list-style-type: none"> 客室（<u>新幹線の車両を除く。</u>）には1列車に2以上の車椅子スペースを設ける。ただし、3両以下の列車については1以上とすることができる。 <u>新幹線の車両の客室には、1列車に3以上（座席定員500名以上の列車にあっては4以上、座席定員1,000名を超える列車にあっては6以上）の車椅子スペースを設ける。</u>
車椅子スペースの設置位置	<ul style="list-style-type: none"> 車椅子スペースは特別車両以外の車両の座席の近傍に設けること。
車椅子スペースの広さ	<ul style="list-style-type: none"> 車椅子スペースは、車椅子使用者が円滑に利用するために十分な広さを確保する。 車椅子スペースは1,300mm以上×750mm以上を確保する。ただし、<u>新幹線の車両を除く客室では、</u>車椅子使用者が同じ向きの状態で利用する車椅子スペースを2以上縦列して設ける場合にあっては、2台目以降の車椅子スペースの長さは1,100mm以上とすることができる。
車椅子スペースの通路の広さ	<ul style="list-style-type: none"> 車椅子スペースに隣接する通路の幅は400mm以上確保する。
車椅子スペースの表示	<ul style="list-style-type: none"> 車椅子スペースであることが容易に識別しやすく、かつ、一般の乗客の協力が得られやすいように、<u>車椅子のための用</u>スペースであることを示す車椅子マークを車内に掲出する。
車椅子スペースの手すり	<ul style="list-style-type: none"> 車椅子スペース（<u>新幹線の車両を除く。</u>）には、車椅子使用者が握りやすい位置に手すりを設置する。
床面の仕上げ	<ul style="list-style-type: none"> 車椅子スペースの床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
<u>新幹線の車両における車椅子スペース（車椅子用フリースペース）</u>	<ul style="list-style-type: none"> <u>新幹線の車両の客室に設ける1列車に3以上（座席定員500名以上の列車にあっては4以上、座席定員1,000名を超える列車にあっては6以上）の車椅子スペースは、同一エリアに設ける。（以下、総称して「車椅子用フリースペース」という。）</u> <u>車椅子用フリースペースは、以下の要件を満たすものとする。</u> <ol style="list-style-type: none"> <u>車椅子スペースを座席の隣接に2以上（座席数500席未満にあっては1以上）設けること。</u> <u>車椅子スペースを窓際に2以上設けること。</u> <u>大型車椅子（ストレッチャー式車椅子のリクライニング機能等により客室内において長さが2,000mm以上となるもの）のためのスペースを2以上設けること。なお、①②で設ける車椅子スペースと重複しても良いこととする。</u> <u>車椅子用フリースペース内の車椅子スペースは、車椅子スペースを2以上</u>

	<u>縦列して設ける場合、1台あたり1,200mm以上×750mm以上とすることができる。(参考例参照)</u>
○：標準的な整備内容	
車椅子スペースの設置位置	<ul style="list-style-type: none"> 車椅子スペースは、 <ol style="list-style-type: none"> 乗降の際の移動距離を短くする。 都市間鉄道のクロスシートでは、車椅子使用者が円滑に通行するための十分な車内通路幅の確保が困難な場合も多いことから、客室仕切扉から入ってすぐの座席の脇にスペースを設けること(参考例参照)。 車椅子使用者の数、車椅子の大きさ等から車椅子に乗車したまま客室内にとどまるスペースが不足する場合は、円滑に利用できるように車椅子スペース近くに多目的室等を設置する。
移乗する座席	<ul style="list-style-type: none"> 都市間鉄道は長時間の乗車となる場合が多いので、車椅子スペースの近くに、移乗がしやすいようにスペース側のひじ掛けがはね上がる座席または回転シートを用意する。
<u>車椅子用フリースペース近傍に設ける座席の要件</u>	<u>・新幹線の車両の客室には、車椅子使用者の移乗する座席を2以上(座席数500席未満にあつては1以上)、介助者もしくは同伴者のための座席を車椅子使用者の移乗する座席の隣接(車両の構造上等の理由により困難な場合は近接)に2以上(座席数500席未満にあつては1以上)設けること。</u>
固定装置	<ul style="list-style-type: none"> 移乗後、折りたたんだ車椅子を固定するためのバンド、ロープ等を設ける。
車椅子スペースの増設	<ul style="list-style-type: none"> 利用の状況、車両編成に応じ、車椅子スペースの増設について取り組む。 各路線の利用実態を踏まえ、車椅子使用者等の利用が多い場合には、車椅子スペースを増設する。
車椅子スペースの表示	<ul style="list-style-type: none"> 車椅子スペースであることが容易に識別しやすく、かつ、一般の乗客の協力が得られやすいように、車椅子<u>のための用</u>スペースであることを示す車椅子マークを車内に加え車外にも掲出する。
◇：望ましい整備内容	
車椅子スペースの増設	<ul style="list-style-type: none"> 車椅子スペースを設ける際には、座席種別(指定席・自由席・グリーン席等)ごとに設けることが望ましい。 車椅子使用者の利用が可能な多目的室について整備を行うことが望ましい。 複数の車椅子使用者や同行者が並んで利用できる車椅子スペースや座席配置とすることが望ましい。
車椅子スペースの広さ	<ul style="list-style-type: none"> 車椅子スペースの通路幅は450mm以上確保することが望ましい。 車椅子スペースの広さは、1,400mm以上×800mm以上とすることが望ましい。この場合、車椅子が転回できるよう、前述車椅子スペースを含め、1,500mm以上×1,500mm以上の広さを確保することが望ましい。 車椅子スペースを2以上縦列して設ける場合であっても、車椅子スペースの長さはそれぞれ1,300mm以上ずつ確保することが望ましい。 車椅子スペースは通路にはみ出さないように設置することが望ましい。
座席	<ul style="list-style-type: none"> 可能な限り通路側の肘掛けを可動式とすることが望ましい。

参考例

参考 4-1-42 : 車椅子スペースの例 (新幹線の車両を除く)



台湾新幹線の例



~~車いす旅客4名分のスペースを確保している。車椅子スペースの表示が狭い方は、車椅子を折りたんで置く場合を想定。~~

※自動扉センサーへ干渉しないよう配慮が必要。

※JIS 規格内の幅の車椅子で乗車している場合、通路の通行に支障がなく、車内販売のワゴンが通行できるよう配慮が必要。

参考例

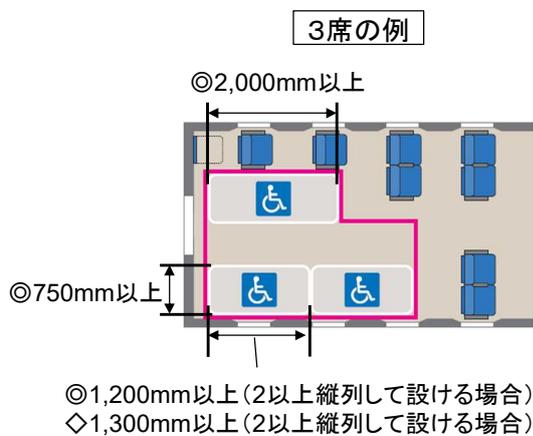
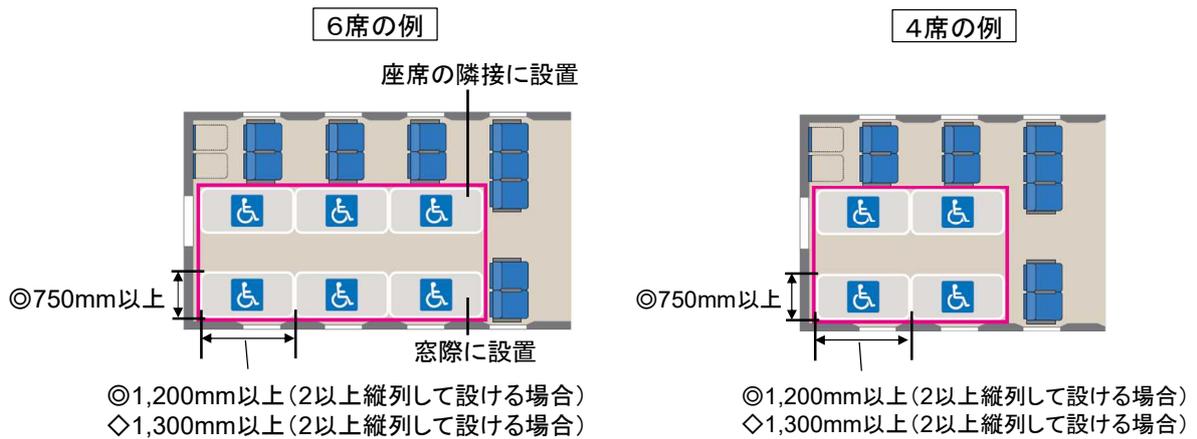
参考 4-1-44：車椅子スペースの工夫

- ・東日本旅客鉄道株式会社【新幹線】：E7系新幹線のバリアフリー設備
 ー普通車は可動式肘掛、グリーン車は座席回転により、移乗しやすくしている。



提供：東日本旅客鉄道株式会社

参考 4-1-45：車椅子用フリースペースの例（新幹線の車両）



車椅子用フリースペース

♿ 車椅子スペース

イメージ図

(コラム6) 多目的室

- ・都市間鉄道において様々な利用形態を想定して多目的室を設置している事例がある。
- ・利用形態としては、予約して占用するケースと、座席を別途確保している乗客が一時的に利用するケースが存在する。また、プライバシーを確保するケースとオープンなケースがある。
- ・利用者としては、通常の座席の使用が難しい乗客、気分が悪くなった乗客、急病人、怪我人、介助が必要な乗客、乳幼児連れの乗客（授乳等を行いたい乗客）等が想定される。
- ・多目的室の設置にあたっては、車椅子使用者が利用することも想定し、車椅子でのアクセスが可能な仕様が求められる。

(コラム7) 自動扉の扉センサー

車椅子のリクライニング機能により車椅子が客室仕切扉に接近した場合等においても客室仕切扉が開扉しないよう扉センサーの検知範囲を絞る工夫をしている事例がある。